

# 会 務 月 報

## 第359号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第117回建築士事務所協会全国会長会議議事概要

1. 日 時 平成24年11月29日（木）

14:15～15:25

2. 会 場 八重洲富士屋ホテル「桜の間」

3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名

（内、表決委任状提出：岡山会・表決委任を受けた者の氏名 藤原邦彦、熊本会・表決委任を受けた者の氏名 南孝雄）

4. 出席者

名誉会長 小川 圭一

役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 八島 英孝 山下 卓治 上野 浩也

大内 達史 田端 隆 西村 武

専務理事 高津 充良

常任理事 朝岡 市郎 泉谷 良宏 後藤 明夫

田畑 光三 富岡 学 宮原 克平

理 事 上原 伸一 佐々木宏幸 新沼 義雄

水谷 達郎 村岡 健治 横須賀満夫

監 事 栗原 憲昭 外木場久雄 林 陽郎

正 会 員

北海道 西村 武 青 森 野呂 敏秋

岩 手 新沼 義雄 宮 城 栗原 憲昭

秋 田 渡邊 淳悦 山 形 伊藤 剛

福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫

栃 木 佐々木宏幸 群 馬 山田 美光

埼 玉 宮原 克平 千 葉 荻原 幸雄

東 京 大内 達史 神奈川 上原 伸一

新 潟 中村 優晴 長 野 池田 修平

山 梨 進藤 哲雄 富 山 堂田 重明

石 川 桜井 紘一 福 井 櫻川 幸夫

静 岡 立道 幸男 愛 知 朝岡 市郎

三 重 田端 隆 滋 賀 伊藤 定雄

京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦

兵 庫 山本康一郎 奈 良 泉谷 良宏

和歌山 小川 浩 鳥 取 山下 卓

島 根 矢野 敏明 岡 山 藤原 邦彦

広 島 村田 正文 山 口 香月 直樹

徳 島 西田 功 香 川 富岡 学

愛 媛 佐々木世希 高 知 西森 敬祐

福 岡 八島 英孝 佐 賀 蓑原 利美

長 崎 池田 賢一 熊 本 南 孝雄

大 分 中野 満 宮 崎 後藤 明夫

鹿児島 林 陽郎 沖 縄 仲元 典允

事 務 局

参与 北野 芳男、事務局長 恩田 利昭

調査役 吉田 茂、総務課長 前田 敏明

5. 議長・副議長

議 長 八島 英孝（福岡会会長）

副議長 山下 卓治（鳥取会会長）

6. 議事録署名人

三栖 邦博（日事連会長）、八島 英孝（議長）

上野 浩也（京都会会長）

7. 挨 拶

三栖邦博会長より、創立50周年を迎え、（仮称）建築士事務所法制定に向けた取り組み、財務基盤の強化及び管理研修会を始めとする事業の拡充・強化等を鋭意進めているかなければならないとの挨拶がなされた。

次に、国土交通省橋本公博大臣官房審議官より、以下の趣旨の挨拶があった。

- ・日事連創立50周年という節目の年を迎えたことに祝意を表す。また、日頃から50年にわたって建築行政の推進に協力いただいていることに感謝する。
- ・社会資本整備審議会で、今後の建築基準制度のあり方についての検討を9月から開始した。当面の課題は、木造建築基準のあり方、構造適判のあり方及び耐震改修の促進のあり方である。
- ・先般、偽造の免許証の写しにより、一級建築士と詐称していた事案が判明した。国土交通省としては、2度とこのような建築士の詐称問題が起きないように取り組んでいきたい。

## 8. 議事

### (1) 報告事項1. 平成24年度上半期事業報告及び収支報告について

- ①高津充良専務理事及び各常置委員会委員長より、平成24年度上半期事業報告について、資料1-1により説明がなされた。
- ②高津専務理事より、資料1-2により、平成24年度上半期収支報告について、「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

### (2) 報告事項2. 平成24年度収支予算更正について

高津専務理事より、資料2により、平成24年度収支予算更正について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

### (3) 報告事項3. 平成25年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について

宮原克平総務・財務委員長より、資料3により、平成25年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について次の説明がなされた。

募集要項については、平成25年度は、表彰を行う三重

大会が平成25年8月9日開催と、例年の全国大会より2カ月ほど早まるため、募集期間を約2カ月早めるが、対象建築作品、応募資格者、応募手続き等については従来どおりの規定で実施していく。委員については一部変更する。

### (4) 報告事項4. 入会承認の基準に係る定款施行細則の一部変更について

宮原総務・財務委員長より、資料4により、入会承認の基準に係る定款施行細則の一部変更について次の説明がなされた。

公益法人制度改革により、一般社団法人等の設立を容易に行うことができることとなった。また、建築士法第27条の2の規定を満足すれば、容易に法定法人としての建築士事務所協会が設立できることとなった。従って、今後、新法人としての建築士事務所協会が、一つの都道府県内に複数存在する状況になりかねない。

一方、日事連の会員資格は、従来、「建築士事務所を構成員として都道府県ごとに設立された法人」であったが、改正建築士法の施行に合わせ、平成20年6月に「建築士事務所の開設者を社員としその名称中に建築士事務所協会という文字を用いる法人」に改められた。

今後、新法人としての建築士事務所協会の日事連への入会申し込みを無制限に承認すると、正会員としての単位会が一つの都道府県内に濫立することとなり、日事連の業務運営等に重大な支障が生ずることが想定される。このような弊害を未然に防ぐため、今後、入会申し込みがあった場合の当面の承認基準について、定款施行細則第5条（正会員及び構成員）に1条を追加し、第5条の2として（入会承認基準）の内容を規定し、変更する。なお、この細則は平成24年11月29日より施行する。

このことについて、本日の理事会で決定した。

### (5) 報告事項5. 平成25年度の「管理建築士講習」の実施協力方針について

朝岡市郎教育・情報委員長より、資料5により、平成25年度の「管理建築士講習」の実施協力方針について次の説明

がなされた。

「管理建築士講習」については、平成24年度の想定受講者数を3,500名程度と見込んでいたが、平成24年度上半期までの受講数は840名程度にとどまり、年間受講者数も2,000名程度が想定される。

現行の(財)建築技術教育普及センターとの業務委託費の配分額の合意では、年間受講者数等の前提条件が大きく変動した場合には改めて協議を行うこととなっており、先般、同センターから平成25年度からの講習実施方法及び業務委託費の見直しを協議したい旨、申入れがあった。業務委託費は、およそ30%弱の減額が想定される。

教育・情報委員会では、単位会に対して業務委託費が一定程度減額されることを前提として、平成25年度に「管理建築士講習」を実施するか否かの意向を確認するアンケートを行った。その結果、平成25年度も実施する意向の単位会が70%を占めたことを踏まえ、平成25年度も従来どおり実施協力を継続したい。

平成25年度の講習実施方法及び業務委託費等についての同センターとの協議については、教育・情報委員会に一任いただきたい。

アンケート調査結果は、理事会の協議結果と併せ、単位会に報告する。

(6) 報告事項6. 業務報酬算定ソフト作成について

泉谷良宏業務・技術委員長より、資料6により、業務報酬算定ソフト作成について次の説明がなされた。

業務・技術委員会のもとに設置した業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループで、単位会の会員が業務報酬算定を行う上で、使いやすいソフトを作成することを目的に検討を行ってきた。

- ①告示第15号に基づく業務報酬算定ソフトについては、単位会の作成状況を調査、検討した結果、㈱テクトプランが提供する東京会の「業務報酬算定システム(RESA-4)東京会会員専用版」のソフトに着目し、同ワーキンググループが㈱テクトプランと協議を行い、同社の既存のRESA-4に

ある告示第15号に基づく業務報酬算定ソフトを改良するとともに、日事連より新規にソフトに組み入れたい機能等の開発協力をを行い、同ソフトの利用権を日事連へ譲渡してもらうこととした。

- ②本ソフトは、日事連が「日事連版業務支援ソフト」として単位会を通じて会員へ提供する。

- ③業務支援ソフトの日事連へのダウンロード用データ提供費(利用権の譲渡)は、158万円(税込)とする。

- ④データ提供費は、単位会登録料(利用する単位会が業務支援ソフト利用権として日事連へ納入)により捻出する。

- ⑤単位会(利用する単位会)に所属する会員へは、業務支援ソフトを無償で提供する。

- ⑥維持管理費については、品質維持向上のため、毎年更新することとし、利用する単位会より年間一律1万円を負担してもらう。

- ⑦平成25年3月末までにはソフトの提供を開始する予定である。

(7) 報告事項7. 財政検討特別委員会での検討結果及び平成25年度の収支予算方針について

三栖会長及び大内達史副会長より、資料7により、財政検討特別委員会での検討結果及び平成25年度の収支予算方針について次の説明がなされた。

本日の理事会で承認された当面の財政改善方針は以下のとおりである。

- 1) 日事連の財政状況を改善するに当たり、会員増強及び収益事業の新規開発・拡大が必要なことは言うまでもないが、これらは直ちに収益に寄与するものではなく、数年のスパンで考えなければならない。そこで、財政検討特別委員会では次の方針とした。

- ①当面は、支出削減等により赤字を減らし、当期収支差額をできるだけ0に近づけるよう取り組む。

- ②並行して、中長期の視点に立ち、収益を伸ばす方策を検討する。

平成23年度決算に対し以下の金額を目途に収支を改善

し、大幅な赤字の削減を目指す。

- ①第1段階として、平成25年度に約7,000万円の支出削減
- ②第2段階として、平成26年度以降に約1億円の支出削減等（建築復興支援センター事業支出3,000万円の終了を含む）

2) 具体的には、平成25年度には人件費及び会議費でおおむね3,000万円の支出削減を図るとともに、事業費でおおむね4,000万円、合計7,000万円の支出削減が必要であり、以下の項目で支出削減を図ることとした。

①人件費

当面、退職する職員の補充はしないこと、契約職員の勤務日数の見直し等により、大幅な削減を図る。

②会議費

平成25年4月より一般社団法人へ移行し、新定款が施行されることにより、従来3月下旬に実施していた予算総会を実施しないこととなるため、総会、全国会長会議及び常任理事会が各1回減。さらに経費削減を図るため、総会及び全国会長会議の使用会場の見直しをする。

③委員会費

定例的な委員会の回数見直しにより抑制する。

④広報費

日事連の一斉キャンペーンを目的として、平成11年度からスタートした建築士事務所キャンペーン事業の助成を当面中止する。

- ⑤その他、表彰関係で表彰状等を特注品から既製品へ変更する等、一層の支出削減の徹底を図る。

平成25年1月からは、収益事業の開発、会員増強等を財政検討特別委員会で検討する。

(8) 報告事項8. 一般社団法人移行に関わる進捗状況について  
高津専務理事より、資料8により、一般社団法人移行に関わる進捗状況について次の説明がなされた。

- ①平成23年12月5日の臨時総会で、一般社団法人移行認可申請に伴う定款変更を決議し、平成23年12月14日に内閣府公益認定等委員会へ一般社団法人への移行認可

を申請した。

- ②その後、同委員会事務局の指摘等により、平成23年12月5日の臨時総会決議の付帯事項に基づき三栖会長了承のもと定款を一部修正し、4月24日に内閣府公益認定等委員会に提出した。

- ③9月28日付けで、内閣府公益認定等委員会より「認可の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申が、内閣総理大臣宛になされた。

- ④なお、平成23年12月5日の臨時総会決議では、平成24年4月1日の移行登記が間に合わない場合は、平成25年4月1日の移行登記とすることとしていたため、平成25年3月下旬に内閣総理大臣から認可を受け、平成25年4月1日に一般社団法人に移行する予定である。

(9) 報告事項9. 社会資本整備審議会の審議について

高津専務理事より、資料9により、社会資本整備審議会の審議状況について説明がなされた。

建築基準制度について、具体的な制度の見直しのあり方が国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し諮問。当面は以下の3項目の調査審議のため建築基準制度部会が設置された。

- ・新たな技術の導入や設計の自由度の向上が促進される明確かつ柔軟な規制体系への移行という基本的方向を踏まえた、木造関連基準等のあり方
- ・実効性が確保され、かつ、効率的な規制制度への見直しという基本的方向を踏まえた、構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方
- ・既存建築物の質の確保・向上に向けた、建築物の耐震改修の促進に関する法律など関連規制等のあり方

- ①部会は、座長が久保哲夫東京大学名誉教授、委員は学識者、設計、生産、消費者、弁護士、地方行政等の関係者から構成されている。

- ②主な経過は、以下のとおり。

平成24年10月9日、建築4会（日事連、士会、JIA、日建連）の会長等が協議し、同審議会への対応については建

築基準法見直し検討会と同様に、意見交換を密に行い、可能なものについてできるだけ共通意見を出していくことを了承。10月25日、第1回建築基準制度部会の開催、配布資料は国交省のホームページに掲載されている。11月16日、国交省より各団体に対し、本年4月以降に建築確認された物件で構造適判に長期を要した事例等についての緊急アンケートの提出依頼（12月3日締切）があり単位会宛に協力依頼した。第2回建築基準制度部会は12月18日に予定。前記3項目についての意見は、今後、基本問題検討特別委員会や正副会長会等での意見も踏まえ、さらに建築4会と調整し提出していきたい。

#### （10）報告事項10. 建築士事務所法（仮称）の取組状況について

三栖会長及び高津専務理事より、資料10により、建築士事務所法（仮称）の取組状況について説明がなされた。

##### ・新法制度「（仮称）建築士事務所法」への取組状況

5月31日に理事会で報告書内容承認。6月20日に全国会長会議で報告書を配布し、説明を行う。6月22日に単位会へ報告書を送付。会長名で会員への周知、会員相互、他団体などとの議論を通じての新法制度実現に向けての積極的な取組、機運づくりを依頼した。10月1日には単位会へ会員事務所等への周知状況についてアンケート調査をした。

アンケート調査結果では、単位会によって取組状況にばらつきがあるが、引き続き単位会の会員事務所等への周知を行っていく必要があるのご協力願いたい。

##### ・他団体等への説明、報告の状況

他団体等へは、既に昨年の建築三会勉強会、四会法令懇談会等で「（仮称）建築士事務所法」の提案内容等の説明を行い、意見交換を行ってきたが、あらためて報告書をまとめたことを報告し、内容を説明して周知と検討の依頼を行うとともに、地域・地方レベルでの協議についても協力を要請した。

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成25年

2月19日 財政検討特別委員会

正副会長会

20日 常任理事会

3月 4日 業務報酬算定ソフト作成WG

7日 日事政研役員会

通常理事会

平成25年度の第37回建築士事務所全国大会

（三重大会）は、伊勢神宮の式年遷宮に合わせて、平成25年8月9日（金）に三重県伊勢市で開催いたします。